○北陸地方整備局告示第百三十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月二十三日　北陸地方整備局長　前川　秀和

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　八号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
京都府船井郡京丹波町下山藤ヶ瀬五番四から同町下山藤ヶ瀬一〇番二まで	前	二七・〇〇～二六・〇〇	四九・〇〇メートル	
	後	七〇・五〇～六三・〇〇	〇・〇二三キロメートル	
京都府船井郡京丹波町下山藤ヶ瀬一〇番二から同町富田長野三九番一まで	前	B　七・〇〇～一三・五〇	三・四一五	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		A　一三・五〇～一〇二・〇〇	七〇・五〇	
	後	B　七・〇〇～一三・五〇	三・四一五	
		A　一〇二・〇〇～一五・五〇	七〇・五〇	
京都府船井郡京丹波町富田長野三九番一から同町富田長野三七番まで	前	一五・五〇～二〇・〇〇	三・九〇五	
	後	一五・五〇～二〇・〇〇	〇・〇四〇	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福知山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百六十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月二十三日　近畿地方整備局長　上総　周平

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二十七号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
京都府船井郡京丹波町下山藤ヶ瀬五番四から同町下山藤ヶ瀬一〇番二まで	前	二七・〇〇～二六・〇〇	四九・〇〇メートル	
	後	七〇・五〇～六三・〇〇	〇・〇二三キロメートル	
京都府船井郡京丹波町下山藤ヶ瀬一〇番二から同町富田長野三九番一まで	前	B　七・〇〇～一三・五〇	三・四一五	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		A　一三・五〇～一〇二・〇〇	七〇・五〇	
	後	B　七・〇〇～一三・五〇	三・四一五	
		A　一〇二・〇〇～一五・五〇	七〇・五〇	
京都府船井郡京丹波町富田長野三九番一から同町富田長野三七番まで	前	一五・五〇～二〇・〇〇	三・九〇五	
	後	一五・五〇～二〇・〇〇	〇・〇四〇	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福知山河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第百三十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月二十三日　北陸地方整備局長　前川　秀和

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　八号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
小矢部市西中野字坂東五五八番一から同市桜町字産田一四四番一まで	前	三五・〇〇～五〇・〇〇	〇・二六二キロメートル	
	後	三五・〇〇～一〇九・〇〇	〇・二六二	

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第百五十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月二十三日　北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	小矢部市西中野字坂東五五八番一から同市桜町字産田一六四四番一まで	北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年十月二十四日

○近畿地方整備局告示第百八十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月二十三日　近畿地方整備局長　上総　周平

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十七号	京都府船井郡京丹波町下山藤ヶ瀬五番四から同町富田長野三七番まで	近畿地方整備局及び同局福知山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年十月二十四日十五時

○九州地方整備局告示第百二十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月二十三日　九州地方整備局長　岡本　博

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百一号	福岡県田川郡香春町大字鏡山字サヤガ谷一八五五番一から同町大字鏡山字清水ヶ迫一八二七番一まで	九州地方整備局及び同局北九州国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年十月二十五日

○北海道開発局告示第百十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十月二十三日から一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月二十三日　北海道開発局長　関　克己

一　道路の種類及び路線名	道路の位置	縦覧場所
一般国道二百七十四号	北海道沙流郡日高町字千栄から上川郡清水町字清水第八線まで	北海道開発局及び同局帯広開発建設部

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所
氏名　KDDI株式会社　ネットワーク建設本部長　内田　義昭
住所　東京都千代田区飯田橋三丁目一〇番一〇号

三　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容
「道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定」及び「道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則」に記載

四　管理の期間　平成二十一年八月三十一日から本協定の存続する日まで

○北海道開発局告示第百十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十月二十三日から一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月二十三日　北海道開発局長　関　克己

一　道路の種類及び路線名	道路の位置	縦覧場所
一般国道三百三十三号	北海道常呂郡佐呂間町字栃木から北見市北陽まで	北海道開発局及び同局網走開発建設部
〃	北見市北陽から同市北陽まで	〃

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所
氏名　ソフトバンクモバイル株式会社　北海道技術部部長　田中　孝明
住所　札幌市東区北七条東十八丁目一〇五番地

三　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容
「道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定」及び「道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則」に記載

四　管理の期間　平成二十一年九月十日から本協定の存続する日まで